



## 経理・経営内容

### 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
<b>経常収益</b>	<b>3,300,213</b>	<b>3,136,392</b>
資金運用収益	2,856,887	2,771,903
貸出金利息	2,576,493	2,471,248
預け金利息	64,699	69,483
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	170,992	181,461
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	44,701	49,709
役務取引等収益	129,621	116,327
受入為替手数料	53,626	46,484
その他の役務収益	75,994	69,842
その他業務収益	10,174	11,542
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	10,174	11,542
その他経常収益	303,530	236,620
貸倒引当金戻入益	178,136	—
償却債権取立益	596	430
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	124,797	236,190
<b>経常費用</b>	<b>2,939,900</b>	<b>2,777,821</b>
資金調達費用	13,499	12,917
預金利息	13,639	12,529
給付補填備金繰入額	434	224
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	△574	163
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャルペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	626,530	568,749
支払為替手数料	22,971	20,027
その他の役務費用	603,558	548,721
その他業務費用	1,491	2,214
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	1,491	2,214
経費	2,108,420	1,990,351
人件費	1,202,348	1,123,460
物件費	804,620	766,670
税金	101,450	100,220
その他経常費用	189,959	203,588
貸倒引当金繰入額	—	135,011
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	2,868	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	187,090	68,577
<b>経常利益(又は経常損失)</b>	<b>360,313</b>	<b>358,571</b>

科 目	令和3年度	令和4年度
<b>特別利益</b>	<b>3,428</b>	<b>52,285</b>
固定資産処分益	3,288	52,165
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	140	120
<b>特別損失</b>	<b>86,257</b>	<b>139,085</b>
固定資産処分損	14,169	269
減損損失	72,088	138,815
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	<b>277,484</b>	<b>271,771</b>
法人税、住民税及び事業税	<b>10,360</b>	<b>10,360</b>
法人税等調整額	—	△118,661
法人税等合計	<b>10,360</b>	<b>△108,301</b>
当期純利益(又は当期純損失)	<b>267,124</b>	<b>380,072</b>
繰越金(当期首残高)	△2,266,565	△1,999,440
積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	<b>△1,999,440</b>	<b>△1,619,367</b>

### 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	△1,999,440	△1,619,367
計	△1,999,440	△1,619,367
剰余金処分額(又は損失金処理額)	—	—
利益準備金	—	—
資本準備金	—	—
特別積立金	—	—
普通出資に対する配当金	—	—
	(年一%の割合)	(年一%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(年一%の割合)	(年一%の割合)
繰越金(当期末残高)	△1,999,440	△1,619,367

### 内部監査有効性の確認と法定監査状況

#### 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第52期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月19日

青森県信用組合

理事長 堀内 元博

#### 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8に規定する「特定信用組合」に該当していませんので、会計監査人による会計監査は義務付けられておりません。監事による監査を受けております。

## 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建物	20年～50年
その他	3年～60年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び必要先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部及び融資管理部(資産査定部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額率給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生期の翌事業年度から費用処理

当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出金を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
 

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円
- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
1.328%(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)
- 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金16百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点を収益を認識しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 

貸倒引当金	4,143百万円
-------	----------

 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」であります。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額  
122百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額  
「該当なし」
- 子会社等の株式又は出資金の総額  
1百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額  
「該当なし」
- 子会社等に対する金銭債務総額  
「該当なし」
- 有形固定資産の減価償却累計額  
5,435百万円

- 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,932百万円
危険債権額	3,126百万円
三月以上延滞債権額	1百万円
貸出条件緩和債権額	418百万円
合計額	6,477百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に從った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しております。
23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は177百万円であります。
24. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
 

担保提供している資産	預け金	17,600百万円
担保資産に対応する債務	借入金	13,000百万円

 上記のほか、為替取引等のために預け金10,080百万円を担保として提供しております。
25. 出資1口当たりの純資産額は161円51銭です。
26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制  
① 信用リスクの管理  
当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金の設定、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び融資管理部により行われ、また、定期的にALM委員会や経営陣による常務会及び理事会を開催し、審議報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理  
(i) 金利リスクの管理  
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理方針に基づき、ALM委員会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会及び理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程及び余裕金運用取扱要領に従い行われております。

総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っております。

総合企画部で保有している株式の一部には、事業推進目的で保有しているものがあり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部より、ALM委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報  
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量として、金利の変動の管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金融期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「当期末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい)、日本金利の場合、1.00%上昇)が生じた場合、経済価値は、3,388百万円減少するものと把握しております。また、要求払預金については明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利その他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項  
令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	57,616	57,648	32
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,400	1,355	△44
其他有価証券	25,088	25,088	—
(3) 貸出金(*1)	95,824		
貸倒引当金(*2)	△4,124		
	91,699	95,410	3,711
金融資産計	175,803	179,503	3,699
(1) 預金積金(*1)	164,712	164,682	△29
(2) 借入金(*1)	13,000	13,000	—
金融負債計	177,712	177,682	△29

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。  
(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

- 金融資産
- (1) 預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によつております。
- (3) 貸出金  
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。  
①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。  
②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

- (1) 預金積金  
要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (2) 借入金  
借入金については、当座借越によるものであり、期間が短期であることから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
関連法人等株式(*1)	1
非上場株式(*1)	105
組合出資金(*2)	859
合 計	965

(\*1) 関連法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
小 計	—	—	—

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	1,400百万円	1,355百万円	△44百万円
小 計	1,400百万円	1,355百万円	△44百万円
合 計	1,400百万円	1,355百万円	△44百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

株 式	取得原価	差 額
債 券	160百万円	91百万円
債 券	2,124百万円	2,093百万円
国 債	202百万円	193百万円
地 方 債	315百万円	300百万円
社 債	1,603百万円	1,600百万円
小 計	2,285百万円	2,185百万円

株 式	取得原価	差 額
債 券	—	—
債 券	22,803百万円	23,629百万円
国 債	1,341百万円	1,368百万円
地 方 債	2,654百万円	2,700百万円
社 債	18,806百万円	19,560百万円
小 計	22,803百万円	23,629百万円
合 計	25,088百万円	25,815百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価によ

- り計上したものであります。  
29. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。  
30. 当期中に売却したその他有価証券はありません。  
31. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	500百万円	4,935百万円	12,255百万円	8,635百万円
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—
社 債	500百万円	4,619百万円	9,698百万円	6,993百万円
合 計	500百万円	4,935百万円	12,255百万円	8,635百万円

32. 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落してあり、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。  
当事業年度における減損処理はありません。  
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末時価が取得原価と比べ、30%以上下落したもののうち、50%以上下落したものは原則全額、30%以上50%未満下落したものは過去一定期間の時価の推移や発行会社の業況の推移、また、市場環境の動向等を考慮のうえ、回復の可能性が認められないと判断される銘柄の時価が著しく下落したものとして減損処理しております。

33. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当組合では、青森県内において、賃貸用不動産(土地、建物)及び遊休不動産を保有しております。当事業年度における賃貸用不動産に関する賃貸収入は1百万円となっております。

34. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
8百万円	8百万円

- (注) 当事業年度末の時価は、不動産鑑定評価額により算定しております。  
当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,092百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,092百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債(負債)の純額
税務上の繰越欠損金	1,671百万円
貸倒引当金	722百万円
固定資産減損	431百万円
退職給付引当金	52百万円
賞与引当金	7百万円
その他	216百万円
繰延税金資産小計	3,101百万円
税務上の欠損金に係る評価性引当額	△1,595百万円
将来一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,387百万円
評価性引当額小計	△2,983百万円
繰延税金資産合計	118百万円
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産(負債)の純額	118百万円

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	1,671	1,671
評価性引当金	—	—	—	—	△1,595	△1,595
繰延税金資産	—	—	—	—	76	76

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金は1,671百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産76百万円を計上しております。この繰延税金資産76百万円は令和2年3月期から令和4年3月期までに生じた繰越欠損金の残高1,671百万円(法定実効税率を乗じた額)に対して、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断した額であり、評価性引当額1,595百万円を認識しております。

37. 連結関連法人等1社の持分法損益に関する事項

関連会社に対する投資の額	1百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	11百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	0百万円

38. その他有価証券の時価が取得原価を超えるもの

39. 重要な後発事象

当組合が保有する社債265百万円(取得原価)につき、当該社債発行会社が、令和5年4月26日付で民事再生手続開始の申し立てをいたしました。なお、現段階で当組合の業績に与える影響を見積もることは困難であります。

損益計算書の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社等との取引による収益総額 2百万円  
子会社等との取引による費用総額 259百万円  
3. 出資1社当たりの当期純利益 54円24銭  
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。  
5. 青森県内の次の資産について、回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額138,815千円を減損損失として特別損失に計上しております。

減損した固定資産の種類と損失額	その他の有形固定資産
土地	4,080千円
収蔵品	134,735千円

当組合は、管理会計上の最小区分である営業店をグルーピングの単位としており、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。また、遊休資産については、それぞれ独立したグループとしております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産については主に不動産鑑定評価額から、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積額から処分費用見込額を控除して算定しております。